

災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書

桐生市（以下「甲」という。）と特別養護老人ホーム菱風園（以下「乙」という。）は、桐生市内において大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における福祉避難所の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙が互いに協力し、災害時において、災害時要援護者の避難援護のため、福祉避難所を設置し、及び運営することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 桐生市菱町一丁目3016番地の1
名称 特別養護老人ホーム菱風園

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況及び連絡先
(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料その他の福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入れ可能人数の把握）

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

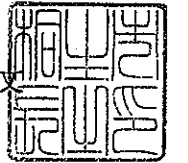
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 9月15日

甲 桐生市織姫町1番1号

桐生市

桐生市長 亀山 豊



乙 桐生市菱町一丁目3016番地の1

特別養護老人ホーム菱風園

園長 石川 益雄

